特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
11	新潟市	予防接種に関する事務	全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新潟市は、予防接種実施事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(別添3) 変更箇所

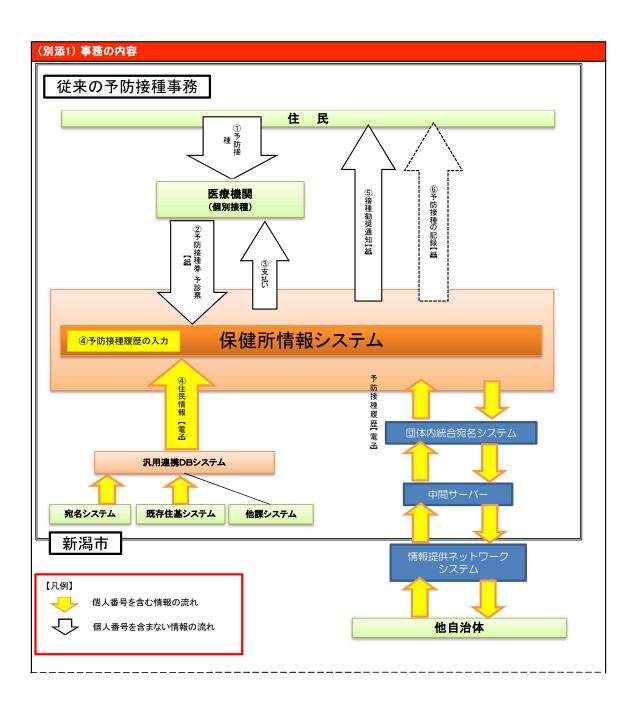
I 基本情報

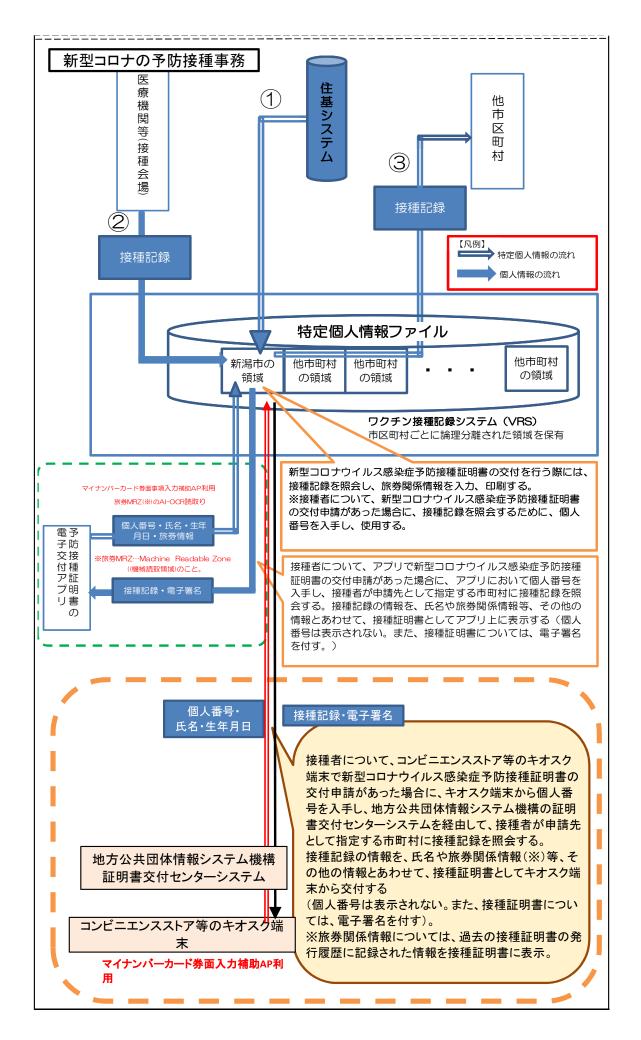
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	予防接種に関する事務		
②事務の内容 ※	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種実施事務(A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについての予防接種の実施)について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一第10項に基づき個人番号を用いる。 特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、あわせて、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録や、予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行い、予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。		
③対象人数	〈選択肢〉[30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	新潟市保健所情報システム		
②システムの機能	○. 予防接種データ管理機能 予防接種データ管理機能 予防接種対象者抽出、予防接種入力、予防接種連続入力、予防接種結果入力バッチ、接種別一覧、個人別一覧、予防接種履歴管理 ○. 他団体提供用データ(中間サーバー格納用データ)の団体内統合宛名システムへ転送機能情報提供ネットワークシステムを通じて、他団体へ提供するために作成した中間サーバー格納用データを、団体内統合宛名システムへ送信する。団体内統合宛名システムは、中間サーバー格納用データを中間サーバーへ転送する。また、異動発生時の更新後の情報も同様に中間サーバーへ転送する団体内統合宛名システムへ送信する。 ○. 他団体情報照会要求機能情報提供ネットワークシステムを通じて、他団体へ情報照会要求をするためのメッセージおよびデータを、中間サーバーへ転送する団体内統合宛名システムへ送信し、情報照会要求結果は、中間サーバーから受領する団体内統合宛名システムから受け取る。		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 死名システム等 [] 税務システム [] での他 ()		

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。 1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 6 情報提供データベース管理機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化ン復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 時号化ノ復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制限を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
¥ 1 1 ¥ 1 12	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	団体内統合宛名システムは、個人番号・宛名コード・統合宛名番号の紐付け管理、及び庁内情報連携等の機能を提供する。 1 番号の管理 統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2 統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。 3 中間サーバー格納用データの中継 各業務システムにおいて、他団体へ提供するために作成した中間サーバー格納用データを、中間サーバーへ転送する。また、異動発生時の更新情報も同様に行う。 4 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求メッセージを中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受け取り、照会元の各業務システムへ転送またはデータを書き込む。 5 職員認証・権限の管理 団体内統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行う。 6 情報連携記録の管理情報連携記録の生成・管理を行う。 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他 (中間サーバー、既存業務システム)

システム4			
①システムの名称	汎用連携DBシステム		
②システムの機能	既存業務システム間での庁内情報移転のための情報授受のシステムである。 ※情報授受は、既存業務システムからデータにアクセスして情報を取得する。しかし、あらかじめアクセスできるデータを各業務システムごとに制御しているため、各業務システムは許可されていないデータの取得ができない仕組みとなっている。 1 既存業務システムからのデータ受取・保存情報移転元システムで作成した庁内移転用データを受信し、副本として保存する。また、住民記録システム、宛名システムのみ随時(リアルタイム)で異動データを受信し、差分情報として取得した宛名異動のデータを保存する。 2 庁内情報の連携既存業務システムからの情報要求に応じて、あらかじめ定められた項目のみ当該者の情報抽出・情報提供を行う。 ※庁内移転用データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で庁内移転用データを渡す。 3 セキュリティの管理既存業務システムからのアクセスを制御するため。ID/パスワードの管理を行う。 4 情報連携記録の管理情報連携記録の生成・管理を行う。		
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム [○] 死名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (既存業務システム) 		
システム5			
①システムの名称	宛名システム		
②システムの機能	個人の住民登録者及び住民登録外者、法人の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理し、既存業務システムへ提供するシステムである。		
③他のシステムとの接続	 [○] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 死名システム等 [○] その他 (既存業務システム 		
システム6			
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)		
②システムの機能	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のために、国が開発したシステムであり、以下の機能を有する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ())		

3. 特定個人情報ファイル名				
予防接種事業情報ファイル				
4. 特定個人情報ファイルを	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由			
①事務実施上の必要性	予防接種法第8条において、市町村長は接種対象者に対して接種勧奨を行うことされており、また、予防接種法施行令第6条の2において、市町村長は予防接種に関する記録を作成し、保存することとされている。 定期接種の対象者の確認及び未接種者の把握のため、特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。			
②実現が期待されるメリット	個人番号により、効率的かつ正確に個人の予防接種履歴を管理することが可能になる。			
5. 個人番号の利用 ※				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)			
6. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※			
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	≪情報提供≫ 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項 ≪情報照会≫ 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項			
7. 評価実施機関における担当部署				
①部署	保健衛生部保健所保健管理課			
②所属長の役職名	保健管理課長			
8. 他の評価実施機関				





(備考)

【従来の予防接種事務】

- 【従来の予防接種事務】
 (1)予防接種情報の管理事務
 ・予防接種委託医療機関から提出された予防接種券・予診票をもとに対象者の確認を行い、予防接種の履歴データを入力する。
 ・情報提供ネットワークシステムを介し、他自治体から転入者等の予防接種の履歴データを入手する。また、情報提供ネットワークシステムを介し、予防接種の履歴データを他自治体に提供する。
 (2)接種勧奨事務
 ・予防接種未完了者に個別勧奨を行う。
 (3)予防接種記録の提供
 ・住民からの依頼により接種記録を提供する

- ・住民からの依頼により接種記録を提供する。

- 【新型コロナの予防接種事務】 ①特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ②AI-OCR処理
- 接種券上のOCRラインを読み込み・送信
- ③他市区町村からの照会に応じて接種記録を提供
- ② 前型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷 ※接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイ	ル名
予防接種事業情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲	接種対象者
その必要性	予防接種事業を実施するに当たり、適切な予防接種を受けるため、被接種者の予防接種履歴を把握する必要がある。
④記録される項目	<選択肢> 1) 10項目以上50項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報
その妥当性	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、予防接種券・予診票に記入された 情報と突合するために保有、また接種勧奨に使用するために保有 ③健康・医療関係情報:予防接種履歴管理を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健衛生部保健所保健管理課

3. 特定個人情報の入手・使用				
		[]本人又は本人の代理人		
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民生活部市民生活課)		
①入手元 ※		[]行政機関・独立行政法人等 ()		
		[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)		
		[]民間事業者 ()		
		[]その他()		
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
		[]電子メール []専用線 [🔾]庁内連携システム		
②入手方法		[〇] 情報提供ネットワークシステム		
		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 [〇]その他 (明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び) 証明書交付センターシステム		
③入手の時期・頻度		住民情報は、住民登録に係る申請受付時に随時入手する。 予防接種情報は、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予防接種券・予診票を受領し入手する。加えて、転入者等については転入時、転入から一定期間後、接種勧奨通知事務前等に情報提供ネットワークシステムを介して入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・新潟市への転入時、転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度		
④入手に係る妥当性		個人を特定し、適正に予防接種情報を管理する必要がある。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・新潟市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・新潟市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。		
⑤本人への明示		番号法第9条第1項別表第一の第10項にて明示されていることを示す。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・新潟市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。		
⑥使用目的 ※		予防接種事業を実施するうえでの本人確認を行うため、本特定個人情報ファイルにおいて住民の情報 を保有する。予防接種履歴を入手・保管し、適正な事務を行う。		
変更の妥当性				
⑦使用の主体	使用部署	保健衛生部保健所保健管理課、北区役所健康福祉課、東区役所健康福祉課、中央区役所健康福祉課、江南区役所健康福祉課、秋葉区役所健康福祉課、南区役所健康福祉課、西区役所健康福祉課、西蒲区役所健康福祉課、北地域保健福祉センター、石山地域保健福祉センター、東地域保健福祉センター、南地域保健福祉センター、西地域保健福祉センター、馬埼地域保健福祉センター、巻地域保健福祉センター		
	使用者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上100人未満 6) 1 000人以 た		

⑧使用方法 ※		(1)予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予防接種券・予診票に記載された者が定期接種の対象者であるか確認し、予防接種履歴を入力・管理する。他自治体保管の予防接種履歴を入手し、本市保管の予防接種履歴を他自治体に提供する。 (2)接種勧奨事務 予防接種についての情報を個別勧奨をとおしてお知らせする。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉・新潟市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・新潟市からの転出者について、転出先市区町村へ新潟市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。		
	情報の突合 ※	予防接種券・予診票に記入された予防接種番号、住所、氏名、生年月日等と突合し、定期接種の対象者かどうか確認する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 新潟市からの転出者について、新潟市での接種記録を転出先市区町村に提供するために他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。		
	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。		
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	定期接種の対象者であるかの決定を行う。		
9使月	—————————————————————————————————————	平成28年1月1日		
4. 特	定個人情報ファイル	の取扱いの委託		
委託0)有無 <mark>※</mark>	[委託する 3 (選択肢> 2) 委託しない (2) 件 (2) 機 ((2) 機 () (() (()		
委託	事項1	保健所情報システム運用保守		
①委託内容		・システム資源の維持管理・障害復旧対応		
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢>		
		〈選択肢〉		
	ファイルの範囲対象となる本人の	〈選択肢〉 [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 〈選択肢〉 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満		
	対象となる本人の数 対象となる本人の	(選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 予防接種法に規定する定期接種対象者 システムの適正な運用を行うため、相当な専門知識を有する業者に委託している。		
人情報	対象となる本人の数 対象となる本人の 対象となる本人の	〈選択肢〉 [特定個人情報ファイルの全体] (1) 特定個人情報ファイルの全体 (2) 特定個人情報ファイルの一部 (選択肢〉 (1) 1万人未満 (2) 1万人以上10万人未満 (3) 10万人以上100万人未満 (4) 100万人以上1,000万人未満 (5) 1,000万人以上 予防接種法に規定する定期接種対象者		
· 人情報 ③ 委言 ④ 委言	対象となる本人の数 対象となる本人の	(選択肢)		
3	対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性 たたにおける取扱者数	(選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 7 防接種法に規定する定期接種対象者 (選択肢> 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上1,000人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [〇] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙		
3	対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性 任先における取扱者数 任先への特定個人情報 しの提供方法	〈選択肢〉 【特定個人情報ファイルの全体】 2) 特定個人情報ファイルの一部 〈選択肢〉 【10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 予防接種法に規定する定期接種対象者 システムの適正な運用を行うため、相当な専門知識を有する業者に委託している。 (選択肢〉 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [0] 専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] プラッシュメモ []紙 [] 子の他 () 新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。 日本コンピューター株式会社		
A	対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性 任先における取扱者数 任先への特定個人情報 しの提供方法	(要択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 予防接種法に規定する定期接種対象者 システムの適正な運用を行うため、相当な専門知識を有する業者に委託している。 (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [] フラッシュメモ [] 紙 [] で子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 () 新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。		
(3) (3) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	対象となる本人の数 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲※ その妥当性 任先における取扱者数 任先への特定個人情報 レの提供方法	(選択肢) [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 (選択肢) [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 7) 10人未満 2) 10人未満 2) 10人以上500人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [O] 専用線 []電子メール []電子対し []電子対し []電子対し [] 電子対し [] 表記 [] その他 () か		

委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		 〈選択肢〉 10人以上50人未満 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法		下記[⑥委託者名]の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない			
提供先1	都道府県知事または市町村長			
①法令上の根拠	┣ 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2項			
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの			
	┃ ┃予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの			
④提供する情報の対象となる 本人の数				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	定期接種の接種履歴がある他市町村への転出者			
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())			
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度			
提供先2	市区町村長			
①法令上の根拠	番号法第19条第16号			
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務			
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ			
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)			
	/ COLD () / COLD () / COLD () COLD (
⑦時期・頻度	新潟市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度			
移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報	✓ '+0 11 t+ %			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲				
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()			
⑦時期·頻度				

6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		〈新潟市における措置〉 特定個人情報を管理しているサーバーはデータセンターに設置しており、設置場所は以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ・帳票を出力する印刷室についても、サーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 ・該当システム基盤のサーバーログインは、IDノパスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ワクチン接種記録システム (VRS)における追加措置〉ワクチン接種記録システム (VRS)における追加措置〉ワクチン接種記録システム (VRS)における追加措置〉ワクチン接種記録システム (VRS)における追加措置〉のイス上に保存される。 〈明報やキュリティ対策のための統一基準に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された新潟市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・野田にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。		
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 1)1年未満 2)1年 3)2年 [定められていない] 4)3年 5)4年 6)5年 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない		
	その妥当性	消除後5年度が経過することがない限り消去はしない。		
③消去方法		〈新潟市における措置〉・サーバー上のデータは、消除者等の他業務に影響のないデータについて、システム内で定期的に削除処理を実行する。 ・紙媒体は、文書規定で定められた保存年限を経過したものについて、溶解廃棄処分を行う。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破損又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。		
		〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。		

7. 備考

・再委託については、従事者の当事者意識が希薄になりがちであり、個人情報を取り扱う上でのリスクが高くなることが考えられるため、今後も引き続き必要性を検討していく。

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

<基本情報>

1 健診・予防接種番号(宛名コード)、2 カナ氏名、3 生年月日、4 性別、5 漢字氏名、6 年齢、7 郵便番号、8 住所、9 電話番号

<接種別項目>

【BCG】(結核)

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区、3 1 ツ反結果コード、32 反応状態コード、33 長径

【麻しん】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【三種混合】(ジフテリア・百日咳・破傷風)

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【経口生ポリオ】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区、3 1 小学校コード、32 中学校コード

【日本脳炎】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【風しん】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【二種混合】(ジフテリア・破傷風)

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【MR】(麻しん・風しん)

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【ヒトパピローマウイルス】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【Hib】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【小児用肺炎球菌】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、

23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区

【不活化ポリオ】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区

【四種混合】(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)

- 1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【水痘】
- 1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【成人用肺炎球菌】
- 1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【B型肝炎】
- 1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区【ロタウイルス】
- 1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区
- <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>
- •個人番号
- •宛名番号
- ・自治体コード
- •接種券番号
- •属性情報(氏名、生年月日、性別)
- •接種状況(実施/未実施)
- •接種回(1回目/2回目/3回目)
- ·接種日
- ・ワクチンメーカー
- ロット番号
- ワクチン種類(※)
- •製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- · 証明書ID(※)
- •証明書発行年月日(※)
- ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

特定個人情報ファイルを

予防接種事業情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<汎用連携DBシステムにおける措置>

汎用連携DBシステムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名コードを指定することを必須とし ており、当該対象者の情報であることを担保している。

<団体内統合宛名システムにおける措置>

団体内統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名コードを指定することを必須 としており、当該対象者の情報であることを担保している。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

①転入者本人からの個人番号の入手

新潟市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入 手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号 法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手

対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容

新潟市からの転出者について、新潟市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町 村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の 個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手

新潟市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、新潟市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手

接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人 確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事 項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止す

<汎用連携DBシステムにおける措置>

①情報移転元システムが作成したデータを汎用連携DBシステムに格納し、既存業務システムからデータにアクセスして情報を取得するシステムであるが、情報移転対象者以外の情報が混入することは ない。

②あらかじめアクセスできるデータを各業務システムごとに制御しているため、既存業務システムは許可されていないデータの取得ができないことを担保している。 ③汎用連携DBシステムを利用する各業務システム各々にID/パスワードを設定することで、他シス

必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内

テム用の情報データへのアクセスを阻止している。

<団体内統合宛名システムにおける措置>

団体内統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名コードを指定することを必須 としており、当該対象者の情報であることを担保している。

< ワクチン接種記録システム等における追加措置>

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交 付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

<選択肢> 十分である

へらいがく 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	⟨汎用連携DBシステムにおける措置⟩ ①汎用連携DBシステムを利用する既存業務システム各々にID/パスワードを設定することで、あらかじめ承認されたシステム以外の情報入手を阻止している。 ②データ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を阻止している。 〈団体内統合宛名システムにおける措置〉 ①接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ②団体内統合宛名管理システム・職員以外の情報入手を抑止している。 ②団体内統合宛名管理システムへのログイン及びデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を抑止している。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アブリからのみ交付申請可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない 不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 「会社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人	
入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示を受け、必ず本人確認を行う。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報 と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 くワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	<宛名システム、汎用連携DBシステムにおける措置> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっている。また、接続された特定機器のみとの通信とすることで、接続システム外への漏えい・紛失を防いでいる。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや既存業務システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。また、団体内統合宛名システムと団体内統合宛名システム接続端末間の通信を暗号化し、漏えい・紛失を防いでいる。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)キオスク端末と証明書交付センターシステムとのの通信については真用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけでアクセスできるように制御している。

3. 特	持定個人情報の使用							
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
宛名きの内容		< 宛名システムにおける措置> 宛名システムで管理する特定個人情報は、利用する既存業務毎にアクセス制御を行う。 〈団体内統合宛名システムにおける措置>						
序内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付行われないようにしている。 <汎用連携DBシステムにおける措置> 情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転す報以外の情報利用はできない。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。								
その作	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)						
ユーサ	デ認証の管理 -	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない				
	具体的な管理方法	いる。 ・認証に使用するパスワードは、 くワクチン接種記録システム(VF) 権限のない者によって不正に使 ・ワクチン接種記録システム(VR) に限り可能になるよう制御してい ・LGーWAN端末は、限定された者 ・ワクチン接種記録システム(VR)	「る職員を特定し、職員毎に利用」 定期的に変更する運用を行っている。)における追加措置> 専用されないよう、以下の対策を請る)における特定個人情報へのア る。 もしかログインできる権限を保持しる)におけるログインできる権限を保持しる	可能な機能を制御(アクセス制御)して Nる。 構じている。 クセスは、LGーWAN端末による操作 よない。				
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない				
	具体的な管理方法	を記載した申請を行い、当該既在・必要なアクセス権限の種類・アクセス権限が必要な期間・利用する業務名及び業務概要・利用目的及び必要とする理由(・申請課及び利用課の所属長及でのアクセス権は、必要な期間の満また、アクセス権が必要な期間では、アクセス権が必要な期間であり、アクチン接種記録システム(VF	業務システムを所管している所 法令根拠等) び利用者 「ア日に自動削除される。 の満了日前に異動若しくは退職し RS)における追加措置>					

アクセス権限の管理	【選択肢> 「行っている」 (選択肢> 1)行っている 2)行っていない
	権限設定状況の一覧表がオンラインから出力可能であり、出力した帳票を基に定期的な見直しを実施している。
具体的な管理方法 	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録している。
共体的な力法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で	
リスクに対する措置の内容	従事者が利用可能なシステムは、それぞれの業務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 新潟市情報セキュリティポリシーにおいて職務以外の目的に使用してはならないと定めており、職員を対象に情報セキュリティに関する研修を行うとともに、コンプライアンス研修によりデータを取り扱うことに対する倫理研修を合わせて実施する。
リスクへの対策は十分か	【 十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイ	(ルが不正に複製されるリスク
リスクに対する措置の内容	ファイルが不正に複製できないようにするため、特定個人情報を扱う端末については、下記のとおり措置している。 ・端末に業務用データを保存できない。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 住民基本台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS) へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
	¹

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉
 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
 ・新潟市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
 ・新潟市からの転出者について、新潟市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を 入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について 確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適 正な取扱いに関する誓約書を提出させている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 新潟市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの 利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能 を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。な 情報保護管理体制の確認 お、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の 提供を受ける際の入手に係る保護措置 <選択肢> 1)制限している 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させる。 具体的な制限方法 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう 制御し、ユーザID/パスワードにより認証している。 特定個人情報ファイルの取扱 [記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業者及び作業内容を記載した申請書を提出させ、そ 具体的な方法 の全ての申請書を保管する。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール [定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない 委託先から他者への 委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。また、委託先でのデータの保護状況 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 の確認方法 委託元と委託先間の 委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等の ため、その代表者及び従事者から誓約書を撤収している。加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。また、委託先でのデータの保 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法 護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール [定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない 委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 ルールの内容及び 個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去、又は記録 装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ルール遵守の確認方 ・個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等の破砕等を外部の者に依頼する場合は、情報の消 法 去に係る確認書の提出を受けること。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない
	規定の内容	· 再報 タロット ・ 情報 タロット ・ ディー ・ ディー ・ で まる の ・ そ の ・ そ の ・ そ ・ そ の ・ そ ・ そ ・ そ ・ そ	D秘密保持に関する の禁止又は制限に関 産の指示されを目的: 力複写及び状況の検 定の保護状況のに関 で授受及び搬送に関 受けた事業者等におけ データの保護に関しい 事項の定めに違反し	する事項 外への使用 止に関する の実施に するデータ か要な事項	事項・事故発生時に 関する事項 の保管及び廃棄に関 らける契約解除等の抗	おける報告	義務に関する事項
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行ってい		2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法		託等契約と同様に、 秘密を保持する等 <i>の</i>				をあらかじめ調査及び確認する を徴収している。
その他	也の措置の内容						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	いる	2) 十分である
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワ-	ークシステムを通	じた提供を除く。)	[] {	是供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が	が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している		選択肢> 記録を残している	2) 記録を	残していない	
具体的な方法	<ワクチン接種記録システム ワクチン接種記録システム 「情報提供等の記録」を入手	(VRS)では、他市	「区町村への提供の記 ⁶	録を取得してお	り、委託業者から	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている		選択肢> 定めている	2) 定めて	いない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	(内容) 特定個人情報の提供・移転 (確認方法) 個人番号利用事務監査を写				は範囲に限定する。	
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[十分である	1) 1	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分で	ある	
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症・他市区町村への個人番号の新潟市への転入者についてを提供するが、その際は、住ワクチン接種記録システム(い転出先の原金対象者の個人番号で大ジ接種記録システム(VRS)	の提供 て、転出元市区町 民基本台帳等に VRS)を用いて提 録を提供するが、 であることを確認!	「村から接種記録を入手より照会対象者の個人供する。 その際は、転出元市区 し、当該個人番号に対応	まするため、他で 番号であること で対において、	を確認した情報を、 住民基本台帳等に	
リスクへの対策は十分か	[十分である	1) 1	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分で	ある	
リスク3: 誤った情報を提供・	・移転してしまうリスク、誤った木	相手に提供・移転	してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム・他市区町村への個人番号の新潟市への転入者についてを提供するが、電文を受けるて接種記録も提供されない仕	の提供、転出先市 て、転出元市区町 市区町村で、該	「区町村への接種記録の 「村から接種記録を入手 当者がいない場合は、個	するため、他で		
リスクへの対策は十分か	[十分である	؛ (1	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分で	ある	
特定個人情報の提供・移転(する措置	委託や情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた技	是供を除く。)におけるそ	の他のリスクス	及びそのリスクに対	
<ワクチン接種記録システム(VRS)に対する追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定れた端末(LGーWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、新潟市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。						

6. 情報提供ネットワークシ	レステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ()情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の紹介許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり中間サーバーは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個 人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個]人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムをの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行わ	· ·
リスクに対する措置の内容	<保健所情報システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか)の記録をデータペースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムから情報提供表す可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク
リスクに対する措置の内容	<保健所情報システムにおける措置> 保健所情報システムへのログインは、ID/パスワードによる認証を必要とする利用者登録により制限されており、特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	〈保健所情報システムにおける措置〉・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 汎用連携DBシステムでは、番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際は、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新潟市における措置>

本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシ ステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

- <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対 応している。
- 心している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を
- 確保している。
- (銀中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報を管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏
- えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・	消去
リスク1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢>] 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	〈新潟市における措置〉 特定個人情報を管理しているサーバーはデータセンターに設置しており、設置場所は以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ・サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ・帳票を出力する印刷室についても、サーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 中間サーバー・ブラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

⑥技 征	斯的対策	[十分に	行っている]	<選択版> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
		ネットワーク上に ・特定個人情報フ ターンファイルも	ァイルを管理し 設置している。 ァイルを管理し 最新版が適用さ	ている全 れるよう	さてのサーバーには、ウイルス 管理している。	外部ネットワークから隔離された 対策ソフトを導入しており、パ ータが残らない方式を採用して
		ワークを効率的か とともに、ログの角 ②中間サーバー・	・プラットフォー <i>』</i> ヽつ包括的に保 解析を行う。 ・プラットフォー <i>』</i>	ムではU 護する装 ムでは、「	TM(コンピュータウイルスやハ:	、侵入検知及び侵入防止を行う ターンファイルの更新を行う。
	具体的な対策の内容	等の情報セキュリ 国際規格を取得し	録システム(VR リティ対策のため しているクラウド める技術的対策 れた新潟市の令	(S)は、特 の統一 サービス を満たし 頃域にデ	特定個人情報の適切な取扱いに 基準群に準拠した開発・運用が なを利用しているため、特定個人 している。主に以下の技術的対象 一タを保管する。	に関するガイドライン、政府機関 ざれており、情報セキュリティの 、情報の適切な取扱いに関する 策を講じている。
		・国、都道府県か ・当該システムへ ・LGーWAN端末と 匿及び盗聴防止の (新型コロナウイ) ・電子交付アプリ ・電子交付アプリ でいる。	らは特定個人情の不正アクセスニワクチン接種語の対応をしていいえ感染症予防には、申請情報とVRSとの通信	情報にアルスの録シスでは、の防シスでは、の防シスでは、できる。 はいまま はいまま はいまま はいまま はいまい はいまい はいまい はいま	明書電子交付機能) ないこととしている。 とを行うことにより、通信内容の	うる。 通知機能を備えている。 と行うことにより、通信内容の秘
		・証明書交付セ ている。 ・キオスク端末と ステムとVRS間の	ンターシステム。 :証明書交付セ :通信について!	及びキオ ンターシ はLGWA		書データを記録しないこととし 用回線、証明書交付センターシ 坊止する。また、通信は暗号化
⑦/ ໂ "	ックアップ	[十分に	行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事 問知	対発生時手順の策定・	[十分に	行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容					
⑩死者	皆の個人番号	[保管	している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号 と同様の管理を行		人の個人		ため、生存する個人の個人番号
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスク	に対する措置の内容	名措置の内容 保有する基本4情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されることはない。						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずい	つまでも存在するリス	スク				
消去	-順	[定めていない]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない		
	手順の内容							
その他	その他の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

サーバー,端末(パソコン),記録媒体,紙文書等の情報資産を破棄する場合は,情報を復元できないように処理したうえで破棄する。機器リース終了後による返却の場合も同様とする。

- (機能が)一人終う 後による返却が場合も同様とする。
 ・紙文書は、シュレッダーにより復元不可能にする。
 ・磁気的な記録媒体は、粉砕処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行ったうえで破棄する。
 ・サーバー、端末(パソコン)等情報機器については、記録措置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによる消去を行う。
 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。
 ・データの保存期間について、本市では予防接種台帳は常用と定めているが、国の動向も注視しながら今後も適切な保存期間を検討
- する。

Ⅳ その他のリスク対策※

こいる
を実施し、記録
に対し、定期
イルスワクチン E)に則し、適切
こいる
実施し、監査 で必要なアク
イルスワクチ 任)に則し、適
こいる
上を図ってい を年に1回実
ff修等を実施す こととしている。
イルスワクチ 任)に則し、適

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び、技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実 現する。

<全体的なリスク対策>

各項目ごとに掲げた対策に加え、ヒューマンエラーがリスクを招くことを認識したうえで、可能な限りのチェック体制を設け、ヒューマンエ ラーが生じないよう配慮して業務を進める。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(TT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあ たっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則 し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先		新潟市保健衛生部保健所保健管理課 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 電話:025-212-8194					
②請求方法		新潟市個人情報保護条例第16条に基づき、指定様式による書面の記載した開示・訂正・利用停止請求 を受け付ける。					
	特記事項	市のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載する。					
		[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料					
③手数料等		手数料は無料だが、写しの交付の場合、白黒1面につき10円、カラー1面 (手数料額、納付方法: につき70円。窓口で写しの交付を受ける場合は現金で、郵送の場合はコ) ピー料と郵送料等の負担有。前納制。					
4個,	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	予防接種に関する事務ファイル					
	公表場所	新潟市保健衛生部保健管理課、総務部市政情報室					
⑤法令による特別の手続							
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等							
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先		新潟市保健衛生部保健所保健管理課 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 電話:025-212-8194					
②対応方法		・問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施期間において必要な対応を行い、総務部総務 課市政情報室、ICT政策課及び行政経営課に報告する。					

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和4年7月1日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見の聴取						
①方法	市報にいがた及び市のホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び市政情報室において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。					
②実施日·期間						
③期間を短縮する特段の理 由						
④主な意見の内容						
⑤評価書への反映						
3. 第三者点検						
①実施日						
②方法	新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会による第三者点検を実施					
③結果						
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】						
①提出日						
②個人情報保護委員会によ る審査						

(別添3)変更簡所

変更日)変更箇所 ^{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月16日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	・セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を実施。		事後	重要な変更に当たらない(リス クを明らかに軽減させる変更)
平成27年12月16日	V開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取り 扱いに関する問い合わせ ② 対応方法	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室及び行政経営課に報告する。	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、IT推進課及び行政経営課に報告する。	事後	重要な変更に当たらない(リス クを明らかに軽減させる変更)
平成29年4月19日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種実施事務(A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについての予防接種の実施)について、別表第一項番10に基づき個人番号を用いる。	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種実施事務(A類疾病及びB類疾病のうち 政令で定めるものについての予防接種の実施)について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一第10項に基づき個人番号を用いる。	事後	重要な変更に当たらない(省 略していた根拠法令の追記)
平成29年7月18日	I基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ①実施の有無	実施しない	「実施する」を選択	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の実施の有無 の変更に伴う重要な変更
平成29年7月18日	I基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※記載なし	《情報提供》 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2項 《情報照会》 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2項	事前	同上
平成29年4月19日	I基本情報 7. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	保健管理課長 高井 彰	保健管理課長 田辺 博	事後	重要な変更に当たらない(所属長の氏名の変更)
平成29年7月18日	I基本情報 (別添1)事務の 内容	(省略)	(保健所情報システムと他市町村との情報連携を示す部分) 「予防接種履歴[電子]」「他自治体」を追加し、 情報の流れについての矢印を追記・修正。	事前	特定個人情報の入手元・提供元追加に伴う重要な変更
平成29年4月19日	I基本情報 (別添1)事務の 内容	連携DBシステム」との連結部分) 「宛名システム」及び「既存住記システム」から	(「宛名システム」「既存住記システム」と「汎用連携DBシステム」との連結部分) 「宛名システム」との連結部分) 「宛名システム」及び「既存住記システム」から 「汎用連携DBシステム」へ個人番号を含む情報 が流れる旨を示す矢印に変更。	事後	重要な変更に当たらない(誤 表記の修正)
平成29年7月18日	I基本情報 (別添1)事務の 内容 (備考)	(1)予防接種情報の管理事務 ・予防接種委託医療機関から提出された予防 接種券・予診票をもとに対象者の確認を行い、 予防接種の履歴データを入力する。	(1)予防接種情報の管理事務 ・予防接種委託医療機関から提出された予防 接種券・予診票をもとに対象者の確認を行い、 予防接種の履歴データを入力する。 ・情報提供ネットワークシステムを介し、他自治 体から転入者等の予防接種の履歴データを入 手する。また、情報提供ネットワークシステムを 介し、予防接種の履歴データを他自治体に提供 する。	事前	特定個人情報の入手元・提供元追加に伴う重要な変更
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	※記載なし	「地方公共団体・地方独立行政法人」を選択し、 (他自治体)を追記	事前	同上
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	※記載なし	「情報提供ネットワークシステム」を選択	事前	同上
平成29年7月18日	■特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・使用③入手の時期・頻度	住民情報は、住民登録に係る申請受付時に随時入手する。予防接種情報は、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予防接種券・予診票を受領し入手する。	住民情報は、住民登録に係る申請受付時に随時入手する。予防接種情報は、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予防接種券・予診票を受領し入手する。加えて、転入者等については転入時、転入から一定期間経過後、接種勧奨通知事務前等に情報提供ネットワークシステムを介して入手する。	事前	同上
平成29年4月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第9条第1項別表第1の10項にて明示されていることを示す。	番号法第9条第1項別表第一の第10項にて明示されていることを示す。	事後	重要な変更に当たらない(根拠法令名の表記についての形式的な変更)
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・ 使用 ⑥使用目的	予防接種事業を実施するうえでの本人確認を 行うため、本特定個人情報ファイルにおいて住 民の情報を保有する。	予防接種事業を実施するうえでの本人確認を 行うため、本特定個人情報ファイルにおいて住 民の情報を保有する。予防接種履歴を入手・保 管し、適正な事務を行う。	事前	特定個人情報の使用目的の追加に伴う重要な変更
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・ 使用 ③使用方法	(1)予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予防 接種券・予診票に記載された者が定期接種対 象者であるか確認し、適切な予防接種事業の 運営を図る。 (2)接種勧奨事務 予防接種についての情報を個別勧奨をとおし てお知らせする。	(1) 予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予防 接種券・予診票に記載された者が定期接種対 象者であるか確認し、予防接種履歴を入力・管理する。他自治体保管の予防接種履歴を入手 し、本市保管の予防接種履歴を他自治体に提 供する。 (2) 接種勧奨事務 予防接種についての情報を個別勧奨をとおし てお知らせする。	事前	特定個人情報の使用方法の追加に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転 提供・移転の有無	行っていない	「提供を行っている」を選択し、件数を1件と追記	事前	特定個人情報の提供・移転の有無の変更に伴う重要な変更
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転 提供先1	※記載なし	都道府県知事又は市町村長	事前	特定個人情報の提供先の追加に伴う重要な変更
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転 ①法令上の根拠	※記載なし	番号法第19条第7号 別表第二 第16の2項	事前	同上
平成29年7月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転 ②提供先における用途	※記載なし	予防接種法による予防接種の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの	事前	同上
平成29年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転 ③提供する情報	※記載なし	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	同上
平成29年7月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ④提供する情報の対象となる本人の数	※記載なし	10万人以上100万人未满	事前	同上
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	※記載なし	定期接種の接種履歴がある他市町村への転出 者	事前	同上
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ⑥提供方法	※記載なし	「情報提供ネットワークシステム」を選択	事前	同上
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転 ⑦時期・頻度	※記載なし	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事前	同上
平成29年4月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管 消去 ③消去方法	<中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。	〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 〈可特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。	事後	重要な変更に当たらない(リス クを明らかに軽減させる変更)
平成29年4月19日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	〈接種別項目〉 【ツベルクリン反応】1 事業番号、2 期・回数 コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連 番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード ド、9 登録し、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番 号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、1 7 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予 該医療機関番号、20 接種医番号、21 予 診医療機関番号、20 接種医番号、21 予 診医療機関番号、20 接種医番号、21 予 診医療機関番号、20 接種医番号、21 予 診医療機関番号、20 接種医番号、21 予 が に取り、24 接種医職員技番、25 ワクチン メーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区	※左記を削除	事後	重要な変更に当たらない(接 種別項目の修正)
平成29年4月19日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	〈接種別項目〉 【インフルエンザ】1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番 4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登 銭日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関 関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種 環機関番号、18 予診医番号、21 予診医療機関番号、20 接種医番号、19 接種医医療 機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員 ID、22 予診医職員校番・23 接種医職員ID、2 4 接種医職員核番、25 ワチシメーカーコード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区、3 1 負担金区分	※左記を削除	事後	同上
平成29年4月19日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	〈接種別項目〉 【緊急風しん】1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番 4 年度、5 事業予定連番 6 受診 日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録 日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機 量、15 印刷コード、13 Lot番号、14 接種 量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機 機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療 機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員 ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、2 4 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名 コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区	※左記を削除	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月19日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	く接種別項目> 【緊急MR】1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防技番 4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医医療機関番号、19 接種医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員D、22 予診医職員技番、23 接種医職員技番、23 接種医職員技番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区	※左記を削除	事後	重要な変更に当たらない(接 種別項目の修正)
平成29年4月19日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	く接種別項目> 【風しん抗体価検査】1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番 4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員核番、23 接種医職員ID、24 学経医職員核番、25 7チンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区	※左記を削除	事後	同上
平成29年4月19日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	※記載なし	< 接種別項目> 【B型肝炎】1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防核番 4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種重、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医療機機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関 18 天診医番号、21 予診医職員 10、22 予診医職員核番、23 接種医職員D、2 4 接種医職員核番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区	事後	重要な変更に当たらない(接 種別項目の新規追加)
平成29年4月19日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②自己点検 具体的な チェック方法	〈新潟市における措置〉 評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年に1度担当部署において自己点検を実施する。 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 運用規則等に基づき、中間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	< 新潟市における措置> 評価書の記載内容どおりの運用ができている か、年に1度担当部署において自己点検を実施 し、記録を残す。 < 中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > 運用規則等に基づき、中間サーバー・ブラット フォームの運用に携わる職員及び事業者に対 し、定期的に自己点検を実施し、記録を残す。	事後	重要な変更に当たらない(リス クを明らかに軽減させる変更)
平成29年4月19日		市のホームページ上で意見公募する旨掲載し、 市ホームページ、所管課及び市政情報室にお いて案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メー ル、FAX、郵送にて受け付ける。	市報にいがた及び市のホームページ上で意見 公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及 び市政情報室において案の閲覧及び配布を行 う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付 ける。	事後	重要な変更に当たらない(意 見公募周知方法の追加)
令和1年6月24日	I基本情報 7. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	保健管理課長 田辺 博	保健管理課長	事後	
令和4年6月10日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容		(内容追記) 特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、あわせて、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び種記録等を登録、等明を重要施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行い、予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護に高を行える状況になかったの地速、かつ、正確な予防接種事さが、可及何速やが、可及所とが明神であるだが、日本のでは、大きないたとがの、では、大きないとがら、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)に関して追記	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったとからに当該システムを活用し、迅速、かつ、正をなが、現代をできることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	I基本情報 5. 個人番号の 利用		(内容追記) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 集定対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・ 照会のみ)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国にから、特定個人情報保護評価をテスる状況になかったとかり、大力を活力を表しまった。 東京の文字などのであったことがあり、では、アム構築といって、大力を活力になかった。 で当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期値大けに、対してといる。特定と実施していることが関係していることが関係していることが困難であるため。
令和4年6月10日	I基本情報 (別添1)事務の 内容	との連結部分、「中間サーバー」と「情報提供 ネットワークシステム」、との連結部分、「情報提 供ネットワークシステム」と「他自治体」との連結 部分)	(「団体内統合宛名システム」と「中間サーバー」との連結部分、「中間サーバー」と「情報提供ネットワークシステム」、との連結部分、「情報提供ネットワークシステム」と「他自治体」との連結部分) 個人番号を含む情報の流れとして記載。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国にから、特定個人情報保護評価を行える状況になかっなきたり、とかかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが財個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	I基本情報 (別添1)事務の 内容		(新設)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国にいたしたから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったとかが見に当該システムを活防と種事をの遂行を図ることが期値も対していることがが見個人情報保護評価を事前に実施することが開難であるため。
令和4年6月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	予防接種法に規定する定期接種対象者	接種対象者	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国にとから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったとかり、テム構築とは、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等がの遂行を図ることが明報であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	予防接種法及び関係法令において接種記録の 管理が必要とされること、また、個人の接種履 歴を管理することにより、未接種者を正確に把 握し、勧奨を行うために必要となる。	予防接種事業を実施するに当たり、適切な予防 接種を受けるため、被接種者の予防接種履歴 を把握する必要がある。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったとか速といった当該システムを予防接種等後は、可及ることが期後であることが現代である。
令和4年6月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	庁内連携システム、情報提供ネットワークシス テム	庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(ワクチン接種記録ンステム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国したとから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったとか速やに当該システムを予防接種等がの遂行を図ることが別に通達、かつ、正確な予防接種等されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが開難であるため。
令和4年6月10日	■特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度		(内容追記) 《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務》 ・新潟市への転入時、転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付の力が接種記録の照会が必要になる都度	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったとから、特定個人情報後後は、可及の出速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが即個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		(内容追記) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・新潟市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。係署と第19条第16号)・新潟市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村の6種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国にとから、特定個人情報保護評価をそ行える状況になかったとと、シやかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが明代は一般で表した。特別は一個大概であるとから、特別であるとが、大変に変した。
令和4年6月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の人手・使用 ⑤本人への明示		(内容追記) (内容追記) (本語とのでは、対しては、利用規約を表示し、同意を得て入手する。) ・新潟市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・電子交付アブリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国にとから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、シやかに当該システムを活防接種等の遂行を図ることが写し、対策の進行を図ることが明し、選れていることから、特定運施することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法		(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新潟市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。・新潟市からの転出者について、転出先市区町村へ新潟市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種配録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかってを活用し、迅速、かつ、正体等システムを活用し、迅速、かつ、正体でを図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日			(内容追記) (大新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 新潟市からの転出者について、新潟市での接種記録を転出先市区町村に提供するために他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国において検討中であったとから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築システムを活所接種事務の遂行を図ることが明婚大を図ることが明備大きないることがら、特定実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・ 使用 ⑧使用方法 情報の統 計分析		(内容追記) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国にあり、大の詳細が国にとから、特定個人情報保護評価を行える状況になかっな活を決定した。シャかに当該システムを予防接種等かつ、正確な予防接種等れていることが関係の遂行を図ることが期値人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	■特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		(新設)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかっな活を決していました。ストム構築後は、可及のおことが現し、迅速、かつ、正確な予防接種等あの遂行を図ることが期値とから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが開難であるため。
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供移転の有無 提供を行っている件数	1件	2件	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、シやかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等かの後行を図ることが写り、特定を図ることが明し、情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2		(新設)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチンと接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種表の遂行を図ることが期待と情報保護であるため、特定個債報保護であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	■特定個人情報ファイルの概要6.特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所		(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された新潟市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・当協長号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。(新型カーサイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付機能)電子交付機能	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことが別にさいた人情報の表でした。大大大は一次のでは、一次ので
令和4年6月10日	■特定個人情報ファイルの概要毎、特定個人情報の保管・消去第本方法		(内容追記) 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワク ナン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、laaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国にから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったとからに当該システムを予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることかが見信人情報保護評価を事前に実施することが開難であるため。
令和4年6月10日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)に関して追記	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価といったの地で、当該システムを活用し、選集、かつ、正確なことが別に種事されているとから、特別個人情報保護評価を事前にといる。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		(内容追記) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手新潟市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種発発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。②他市区町村からの個人番号の入手新潟市からの転出者について、新潟市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細がにとから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		③転出元市区町村からの接種記録の入手 新潟市への転入者について、転出元市区町 村から接種記録と入手するが、その際は、新潟 市において住民基本 古帳等により照会対象者 の個人番号であることを確認し、当該個人番号 に対する個人の接種記録のみをワクチン接種 記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書の交付のために個人番号を入 手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16 条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型リーウイルス感染症 大り申請には、個人番号か上でのにチップ読 み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助AP)と暗証番号入力	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことが明確を行える状況になかったこと、ステム構築を大力を活用し、迅速、かつ、正確な予が期待し、迅速、かつ、正確な予が期待し、おいているとから、特定個人情報保護評価を事前に実施が開始人情報保護評価を事前にあるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクリンタ いまな情報以外を入手することを防止するための措置の内容		(内容追記) <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中でありたことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、シスナム棒等とは、可及のまとかりに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが野様ですることがのいる。特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容		(内容追記) 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータ ベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)当該機能では、専用アプリからのみ交付申請可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等の遂行を図ることが期後であることが明を指することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容		(内容追加) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事前	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及の速やかに当該システムを活防接種等の遂行を図ることが期後であることが現代をいることが明確であることが明確であることが、関策であるとが、関策であるとが、関策であるとが、関策であるとが、関策であるとが、関策であるとが、関策であるとの。
令和4年6月10日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容		(内容追記) <アクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報、マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	事前実施が原則であるとこ ろ、その時点では、ワクチン接 種記録システム(VRS)が構築 中であり、その詳細が国にお いて検討中であったことから、 特定個人情報保護評価を行 える状況になかったこと、システム構築後は、可及の速やか に当該システムを活所接種寺 然の遂行を図ることが期後 新の遂行を図ることが明色人情報保護評価を事前に実施 することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容		(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えした的ルーラムを的に、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付機能) 電子交付機能) 電子交付機能の変形をとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及の速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等あの遂行を図ることが期待されていることかり、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(内容追記) 《ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置》 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーID を使用し、ログインした場合だけでアクセスできるように制御している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等の変行を図ることが期個情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク対 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		(内容追記) 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン 接種記録システム(VRS)に接続するが、個人 番号にはアクセスできないように制御している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国力があり、での詳細が国力があり、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、
令和4年6月10日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理具体的な管理方法		(内容追記) 《ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG一WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。・LG一WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中でありたことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及の担じ、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが別に当該システムを予防接種事務の遂行を図ることが明個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の明カリスクタ アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法		(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、シスナムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事かつ、正確な予防接種事れていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3、特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法		(内容追記) < ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国において検討中でありたことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速や力に当該システムを活用し、通過を引き、では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用用の記録 具体的な方法		(内容追記) 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国にがいて検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、シやかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容		(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>住民基本台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。・・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。・電子記録媒体に格がまるデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。・電子記録媒体に格特するデータについては、暗号代やパスワード設定を行う。・電子記録媒体に名を作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中でありまっての詳細において検討中であり、大の詳細において検討中であったとから、特定個人情報保護評価を行って、大人構築システムを予防接種事務の遂行を図るとが期待もでいることがあり、特定とのより、特別を関係し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図るとが期待人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(内容追記) 《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。本新潟市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。・新潟市からの転出者について、新潟市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②アクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにでダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が回において検討中であり、その詳細が正とから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速や加に当該システ正確な予防接種意とが出ていることがのることがの名ことがのることがあるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対 後 4. 特定個人情報の取扱いの委託 情報保護管理体制 の確認		(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) 新潟市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事事者交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当ちる。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定側人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに要する規定、新型コーナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国において検討であったことから、特定個人情報祭後は、可及的速やカースを活用し、選かつ、正確な予防接種等後の遂行をとかり、特定個人情報保護にあることがいることがいることがいることがいることが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法		(内容追記) <フクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国において検討中であったことから特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やがに達かっ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転優美託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除(。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法		(内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例 などの関係法令で定められた必要な範囲に限 定する。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転 が適切であるか確認している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったとかりに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等の遂行を図ることが更優大のであった。特定優大人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5、特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2 リスクに対する措置の内容		(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>・他市区町村への個人番号の提供新潟市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、任民基るとを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であるの際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であるの接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が可において検討中であり、その詳細が正と、シストは機業後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
全和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容		(内容追記) 《ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置》 ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 新潟市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	事前実施が原則であるとこ 、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築 中であり、その詳細が国において検討中であったことから、 特定個人情報保護評価を行 える状況になかったこと・システム構築後は、可及的速やか に当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等 教の遂行を図ることが期待き れていることから、特定個人 情報保護評価を事前に実施 することが困難であるため。
令和4年6月10日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(内容追記) <フクチン接種記録システム(VRS)に対する追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定れた端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、新潟市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中でありたとから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったという、テム構築後は、可及的速心がに当該システムを活防し、迅速、かつ、正確な予防接種等されていることかの。特定個人情報保護評価を事前に実施することが開難であるため。
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		(内容追記) 《ワクチン接種記録システム(VRS)における措置》 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を請じている。・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国において検討中であったことから特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速や迅速かつ、正強から、正確なラとが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		(内容追記) 《ワクチン接種記録システム(VRS)における措置》 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための抗・情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を請している。・当該領域「データを保管する。・当該領域「データを保管する。・当該領域「データを保管する。・当該領域「データを保管する。・当該領域「データは、暗号化処理をする。・当の人情報にアクセスできないように制御している。・当、都道府県からは特定の人情報にアクセスできないように制御している。・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。・している。・とは、の通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・エ子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国にあいて検討を受け、その詳細を持ている。特定個人情報保護評価をそうえる状況になかってを活用し、連まがつ、正確な予防接種等の変行を図るとが明個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法		(内容追記) < (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国においた検討中であったこと、システム構築後は、可及的速やがに当該システムを活用し、選集がつ、正図ることが期待されていることから、特定個情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年6月10日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容		(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(TT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の)を記事項」に同意のでは、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細だことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったとかまで、一大機変後は、可及的速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期値しまかっ、をでいることが明値人情報保護評価を事前に実施することが開難であるため。
令和4年6月10日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		(内容追記) (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(TT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細が国において検討中であり、その詳細であるた。 特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、このでは、であり、でのに選抜り、正図なることがも、特定関係を事前に大きないることが、特に、とが関策であるため、特に、といることが、特に、といることが、特に、といることが、表述を表が、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表
令和4年6月10日	IVその他のリスク対策 3.その他のリスク対策		(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(TT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、際害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討へであったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及がまでいる。とので、手に当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが明付まれていることから、特定理解した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用の ⑦使用の主体 使用部署※	保健衛生部保健所保健管理課、北区役所健康福祉課、東区役所健康福祉課、中央区役所健康福祉課、外東区役所健康福祉課、教業区役所健康福祉課、新西区役所健康福祉課、西蒲区役所健康福祉課、西蒲区役所健康福祉課、西蒲区役所健康福祉と少年、市地域保健福祉センター、東海地域保健福祉センター、横福祉センター、東方地域保健福祉センター、横福地センター、東方地域保健福祉センター、機福地センター、東方地域保健福和センター、機和世ンター、黒海地域保健福祉センター、海東地域保健福祉センター、高東地域保健福祉センター、岩室地域保健福祉センター、岩東地域保健福祉センター、岩東地域保健福祉センター、岩東地域保健福祉センター、岩東地域保健福祉センター、岩東地域保健福祉センター、中国地域保健福祉センター、中国地域保健福祉センター、中国地域保健福祉センター、中国地域保健福祉センター、中国地域保健福祉センター、中国、福祉、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、	保健衛生部保健所保健管理課、北区役所健康福祉課、東区役所健康福祉課、中央区役所健康福祉課、大東区役所健康福祉課、利業区役所健康福祉課、西区役所健康福祉課、地地域保健福祉センター、石山地域保健福祉センター、東地域保健福祉センター、東地域保健福祉センター、東地域保健福祉センター、馬埼地域保健福祉センター、馬埼地域保健福祉センター、農埼地域保健福祉センター、農場地域保健福祉センター、巻地域保健福祉センター	事後	重要な変更に当たらない(使 用部署の縮小)
令和4年6月10日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈接種別項目〉 【子宮頭がん予防】1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登 録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot 番号、14 接 種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医 医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、19 接種医医 別、22 予診医職員校番、23 接種医職員 「D、22 予診医職員枝番、25 ワクチンメーカー名 コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区	< 接種別項目> 【ヒトパピローマウイルス】1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防技番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種長、15 印刷コード、16 印刷目、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、21 予 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員技番、23 接種医職員に関い、24 接種医職員技番、25 ワクナッサート、27 債者、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区	事後	重要な変更に当たらない(名 称の修正)
令和4年6月10日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	※記載なし	〈接種別項目〉 【ロタウイルス】1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関番号、11 接種医療機関番量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、20 接種医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員、22 予診医職員校番、23 接種医職員に24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区	事後	重要な変更に当たらない(接 種別項目の新規追加)
令和4年6月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 7備考		・再委託については、従事者の当事者意識が希 薄になりがちであり、個人情報を取り扱う上での リスクが高くなることが考えられるため、今後も 引き続き必要性を検討していく。	事後	重要な変更に当たらない(再 委託の必要性について検討 継続する旨を追記)
令和4年6月10日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(内容追記) ・データの保存期間について、本市では予防接種台帳は常用と定めているが、国の動向も注視しながら今後も適切な保存期間を検討する。	事後	重要な変更に当たらない(保 存期間の検討継続する旨を 追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		(内容追記) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンピニ交付の実施について追記	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討中であったことから、特定個況には、の大力にないたという。特に個況には、の大力に当該シス正確な予防接種事務の遂ら、正確な予防接種事務の必行をといり、特定個人情報保護評価を事前に実施することが開発を評価を事前に実施することが困難であるため。
	I 基本情報 (別添1)事務の 内容		(内容追記) 接種者について、コンピニエンスストア等のキ 接種者について、コンピニエンスストア等のキ オスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から個人番号を発由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する。(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討人情をのたことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的連やかに当該シ、正確な予防接側し、迅速、が必行を図ることが期待されていることが事情には、最近に関係されていまた。
		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナ ウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能 を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端 末及び証明書交付センターシステム	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討し人情報保護評価を行える状態をは、可及的止とから、特定個人になかったことが、対策後は、可及的連やがに当該シ、正確な予防接期待であれているごとが期待であるとが期代情報保護によった。特定個人情報保護は、可なのは、対策のであるため。
		・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子 申請を受付ける場合においては、利用規約を表 示し、同意を得てから入手する。	(内容追記) ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討中人情を力にとから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該シ、正確な予防接期待されていることが期待されていることが、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの の取扱いの委託 委託事項2		(内容追記) ミラボ社への委託の内容にコンビニ交付関連機能を追記	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討個人が国にたいた検討個人で検討を表す。というでは、可及的速やかに当該シス正確な予防接期待されていることが期待されていたという。特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
	■特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所		(内容追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末 には、申請情報・証明書データを記録しないこと としている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討由人の方と、たことから、特定の大力であったことから、特定の大力では、可及的速やかに当該シス正確な予防接種事務の遂ることが期待されていることが明待であるとが明代をとから、特定個人情報保護群であるため。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手という。 の入手を防止するための措置の内容	父竹中請には、個人番号カートのICナック読	(内容追記) 左記対象にコンビニ交付を追記、(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討中であったことから、特定個人情なかったことから、大変をは、可及的速や力に当該システムを活用性、重素ができることが期待されていることが現代を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入対 リスクリッスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)個 番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	(内容追記) 左記対象にコンビニ交付を追記、(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況築後は、可及的速やかに当該、水で元と、システム権該シス正佐な予防接種事務の登行を図ることが期待されていることがは、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容		(内容追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の 操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市 町村に対してのみキオスク端末から交付申請を 可能とすることで、意図しない不適切な方法で 特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システム確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されているごとがよ、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	くワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(内容追記) 左記対象にコンビニ交付を追記(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの時点では、システムの特別において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及の速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種等の遂行を図ることが明待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスクに対する措置の内容		(内容追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム 間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信については LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容 の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さら に、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ 防止対策を実施する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと・システム構築後ステムを活用し、迅速、かかのに当該シス正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク対 (高技術的対策 消去 リスク1 (高技術的対策 具体的な対策の内容		(内容追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、システムの詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、シェで確な予防接種事務の遂行を図ることが期待がより、事を個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。